

令和 7 年
伊豆の国市教育委員会 8 月定例会
会議録

令和7年伊豆の国市教育委員会8月定例会

開会年月日 令和7年8月22日（金） 午後4時00分～午後4時55分

場 所 あやめ会館3階 多目的ホール

日 程

- 1 冒 頭（学校教育課長）
- 2 開 会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 7月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

日程第1	報告第20号	伊豆の国市立中学校における部活動外部指導者配置要綱の制定について
日程第2	議案第32号	伊豆の国市立図書館の臨時休館について
日程第3	議案第33号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊 池 之 利
	同	委 員	岩 田 幸 晴
	同	委 員	清 水 照 子
	同	委 員	前 田 泰 宏
	同	委 員	宮 代 麻 衣 子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡 邊 直 人
教育施設整備課長	植 松 明 久
生涯学習課長	近 藤 卓 哉
文化財課長	工 藤 雄 一 郎
幼児教育課長	平 井 仁 史
学校教育課統括監	濱 田 晃 治
学校教育課教育支援監	杉 崎 こ と み

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	古 木 智 己
教育総務係長	田 村 由 美
学校教育課教育総務係	鈴 木 由 佳

9 その他（進行：学校教育課長）

① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

② 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和7年9月25日（木） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和7年10月24日（金） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■古木学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。
開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和7年教育委員会8月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日8月22日、1日のみということで処理をしたいと思います
が、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会7月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 報告第 20 号「伊豆の国市立中学校における部活動外部指導者配置要綱の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。報告第 20 号「伊豆の国市立中学校における部活動外部指導者配置要綱の制定について」報告いたします。

資料 1 ページ目に要綱の概要を示しております。2 ページ以降は要綱の内容となります。資料 1 ページの概要に基づき説明します。

1 の要旨であります。現在も各中学校においてボランティアで支援していただいております外部指導者の位置づけを明確にすることで、中学校における部活動指導体制の充実を促進し、部活動の顧問である教員の支援を行うとともに部活動の質的向上を図るとしております。

2 の内容ですが、(1) 外部指導者の要件について、第 2 条で定めており、中学校の所属教諭以外で技術指導等を行う者としております。(2) 職務については、第 3 条で定めており、部活動に所属する生徒に必要な技術的及び専門的な指導助言に関することとしております。(3) 申請から委嘱については、第 5 条から第 7 条に定めており、各中学校から教育委員会への申請書に候補者の推薦書を添付して提出し、教育委員会で配置の可否を決定し、その旨を中学校に連絡することとなります。原則として 1 つの部につき 1 人としております。任期については、委嘱の日からその年度の 3 月 31 日までとしております。(4) 遵守事項については、第 8 条で定めており、部活動の範囲を逸脱する技術の指導、生徒の人格を傷つける言動及び体罰をしないことや職務上知り得た秘密を洩らさないこととしております。(5) 交通費については第 10 条で定めており、活動に要した交通費を支給することとしており、金額については、伊豆の国市職員の旅費に準ずる金額とし、公共交通機関を使用した場合は基本的には実費相当で、自家用車を使用した場合は 1 km あたり 37 円を支給することとしております。(6) 傷害保険については、第 11 条で定めており、指導中の事故に備え、教育委員会で傷害保険に加入することとしております。

3 の施行の期日ですが、公示の日としております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

この部活動外部指導者は、学校の先生がその場にいなくても指導する場合はあるの

ですか。

■古木学校教育課長

基本的には部活に顧問の先生がついています。顧問の先生が部活に立ち会ってなくても、技術的指導、教えることはできますが、例えば、どこかの大会に引率して連れて行くなどはそこまでの権限はないものですから、あくまでも部活の練習の指導という部分ではできることとなっております。

■前田委員

先生がいなくてもですね。

■古木学校教育課長

はい。

■前田委員

そうすると、指導している時にスポーツ事故とか怪我とか起こりうると思うのですが、そういうものに対応できるような資格というか講習など、この外部指導者は受けた人になるのでしょうか。

■古木学校教育課長

研修をどこまで受けるかという部分については特段決めてはないのですが、今想定しているのが、実際に各中学校とかでも教えに入っている方ですとか、そういう方がいます。

基本的にはそういう方達の、今何も保障もなくボランティアでやっていただいている部分があるので、その辺を保障する資格を明確にするという部分でやっていきたいので。

今後は外部指導者だけでなく、部活動の指導員などになっていただければという期待もあるわけで、その辺も研修等も、今後検討してやっていければと思っております。

■前田委員

そうですね。指導者というか、その方しかいない場合に何か起こった、熱中症もあるでしょうし、AEDが必要な場合もあると思いますのでそういう使い方とか。

立場を明確にする代わりに、そういうものも出来るようにした方がいいかと思いたすのでお願いします。

■菊池教育長

その点については、これからいろいろ課題が出てくると思いますので、しっかり明確にしていけたらと思います。

他にはどうでしょうか。

■清水委員

原則 1 つの部につき 1 人という事だと、その方の都合が悪く、いない時は顧問の先生が見るかたちですか。

■古木学校教育課長

基本的には、いま部活動を毎日やっているわけではなく、平日と、土曜日か日曜日のどちらか 1 日ということで聞いております。

基本的には、ほとんどの指導者の方が当然お仕事やっている方もおりますので、休日に、練習のほうに来ていただいているのが通常です。近くに住んでいる方ですとか、お仕事をされてない方など、平日の授業が終わった後の練習にも参加していただいている方もいらっしゃいます。

この原則は、1 つの部につき 1 人というところが、例えばこれは想定なのですが、陸上部、トラック競技、フィールド競技等いろいろ専門的な部分で少し教え方が違ったりします。そういうところでは、例えば陸上だと、トラック競技に 1 人、フィールド競技に 1 人というところを少し想定した形で、原則として 1 人につき 1 人いて、もしその方が来られない時は、顧問の先生に見ていただくのか、それとも生徒達だけでやるのかという対応になると思います。

■清水委員

生徒達だけでやるとなると何か起こったときの管理はどうしますか。

■古木学校教育課長

事故が少ないような工程での練習になるのかなというふうに思っています。

■清水委員

分かりました。

あと、遵守事項のところなのですが、逸脱するような、技術の指導とか、傷つける言動体罰っていうのは、誰か第三者が見るような機関を作るのですか。それとも生徒からの発信ですか。

■古木学校教育課長

第三者で見るということは基本的にはできないと思いますが、生徒から、若しくは他の先生が見ていたりですとか、保護者の方が見たりですとか、そういったところの部分での判断になろうかというふうには思います。

■清水委員

外部の方がちょっと熱心になりすぎると心配ですね。

■古木学校教育課長

あくまでも中学校の部活動なものですから、その辺はクラブチームの指導とは少し違いますよというところです。技術的に長けた子もいればそうじゃない子もいますし、そこはやはり一つの中学校の部活動という部分で見ていただきたいというところで、そのような項目を付けさせて頂いているところです。

■清水委員

それは指導者の人にも伝えますか。

■古木学校教育課長

はい。最初に説明をさせていただきます。

■清水委員

分かりました。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 議案第32号「伊豆の国市立図書館の臨時休館について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

議案第32号「伊豆の国市立図書館の臨時休館について」説明いたします。

伊豆の国市立図書館条例施行規則第3条の規定に基づき、伊豆の国市立図書館を次のとおり臨時休館するものです。

なお、施行規則については資料1ページ以降にありますのでご確認ください。

臨時休館とする施設名は、中央図書館です。期間は令和8年1月14日から令和8年1月31日までとなります。理由につきましては、中央図書館2階改修工事及び空調設備改修工事の実施に伴い、騒音や利用者の安全の確保を考慮し臨時休館とするものです。その他として、休館の期間内において、電話やインターネットで事前予約した本やDVDなどの図書館資料の貸出し及び返却については、工事の支障のない正面玄関に、臨時窓口を設置し対応いたします。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第32号「伊豆の国市立図書館の臨時

休館について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 32 号「伊豆の国市立図書館の臨時休館について」は、承認されました。

続きまして、日程第 3 議案第 33 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第 33 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は 1 世帯却下されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、8 月定例会を閉会といたします。

令和 7 年 9 月 日

署名委員

署名委員